

京都市告示第 15 号

平成 11 年 3 月 29 日京都市告示 402 号（有料公園施設の供用日及び供用時間）
の一部を次のように改め，平成 25 年 4 月 1 日から施行します。

平成 25 年 4 月 1 日

京都市長 門川 大作

「

伏見桃山城運動公園野球場兼運動場	同	上	同	上
------------------	---	---	---	---

」

を

「

伏見桃山城運動公園野球場兼運動場	同	上	午前 6 時から 午後 9 時まで
------------------	---	---	----------------------

」

に改めます。

（文化市民局市民スポーツ振興室）